

<里親さんへのお知らせ>

眼鏡、コンタクトレンズの支払いについて

この度、視力矯正のための眼鏡等の購入にかかる費用の支払方法について変更がありましたので、お知らせします。

1 今回の変更内容について

	現行	変更後
費目の種別	医療費	視力矯正費
支払対象	視力矯正のための眼鏡の購入にかかる費用	視力矯正のための眼鏡の購入のほか、 <u>コンタクトレンズの購入に係る費用も支払い対象に追加。</u> ※詳細は下記2を参照
購入後の手続	眼鏡店等からの請求書等を児童相談所に送付する。	里親で費用を立替払いし、児童相談所に請求する。

2 「視力矯正費」として、支払対象となるもの

- 日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等を購入（眼鏡及びコンタクトの維持にかかる消耗品も対象）する場合の実費。
- 弱視用眼鏡等で保険適用となるものは、「医療費」としての取扱いになるため、「視力矯正費」に含まれません。

3 今後の支払方法について

● 「視力矯正費」として支払対象のもの

- 支払後、眼鏡店等に領収書等を発行してもらう。
- 別紙様式により、立て替えた分の支払いを児童相談所に請求する。

● 「視力矯正費」として支払対象にならないもの（弱視用眼鏡等）

※現行の眼鏡等の支払方法と同様、「医療費」としての取扱いになります。

- 眼科で処方箋を発行してもらい、医師に診断書又は意見書を作成してもらう。
- 眼鏡等の購入もしくは一部修理（レンズ交換を含む）後、担当する児童相談所に検査調書と請求書等を提出する。

4 留意事項

- 様式の提出は毎年度の3月末日までに必ず行ってください。提出が遅れると、支払いができない場合があります。
- 上記にある費用以外のもので、対象となるかどうかわからない場合は、担当児童相談所まで連絡ください。

【問い合わせ先】

新潟市児童相談所 家庭支援課 管理係（025-230-7777）